

## 自転車通勤規程

### 【目的】

第1条 この規程は従業員が所有する自転車を通勤に使用する場合の管理について定め、自転車通勤者の安全と事故の未然防止に役立てることを目的とする。

### 【許可】

- 第2条 自転車通勤を希望するものは、事前に『自転車通勤申請書兼誓約書』を提出し、許可を得なくてはならない。
- 2 通勤に使用する自転車は防犯登録を必要とする。
  - 3 自転車通勤を行うものは自転車の安全利用に関する講習を受講しなければならない。
  - 4 自転車通勤を行うものは自転車保険や個人賠償責任保険といった第三者への損害賠償を補償する保険に加入することを必要とする。
  - 5 自転車通勤の許可を受けたものには自転車通勤認定シールを発行する。利用者は認定シールを使用自転車に貼りつけることを要する。
  - 6 自転車通勤が不相当であると会社が認めた場合には、許可を取り消し、以降不適事由がなくなり、本人の再申請を会社が許可するまでの間、自転車通勤を禁止する。

### 【ルート】

第3条 届出た通勤ルートに限り利用を認めるもので、それを外れた場合には通勤災害の適用を受けられない。上記の判定は労働保険法に従うものとする。

### 【法規の遵守と安全確保】

- 第4条 自転車通勤者は、交通法規を守り安全運転を心がけなければならない。
- 2 走行中の安全を担保するために、乗車前点検を実施し、ヘルメットを着用することとする。
  - 3 会社は自転車安全利用管理者を定め、自転車の安全利用に関する講習および点検整備を実施する。自転車通勤者は、年1回以上会社が実施する自転車の安全利用に関する講習を受講し、点検整備を受けなければならない。

### 【事故への対処と責任】

- 第5条 自転車通勤者が運転中、通勤途上で人身事故を起こした場合は、被害者の救護を最優先し、直ちに警察に届け出なければならない。同時に会社へ事故の報告を行い、会社は必要な助力を行う。
- 2 自転車通勤の際起こした事故については、対人対物ともに、一切の責任は原則として本人が負い会社は責任を負わない。
  - 3 前項の事故が、本人被害者となる通勤途上災害にあたる場合は、本人の申請により、通勤災害に係る所轄官庁に対する手続を、会社が代行することがある。

### 【運転禁止】

- 第6条 自転車通勤者は、次の場合は車両の運転をしてはならない。
- (1) 過労・疾病・睡眠不足のために心身が疲労しているとき
  - (2) 車両が整備不良のとき
  - (3) 飲酒したとき、酒酔いないし酒気帯び状態にあるとき

### 【通勤手当】

第7条 自転車通勤をする従業員には、通勤手当を次のとおり支給する。

自宅から会社までの距離	基準金額
2Km 以上 10Km未満	5,500円
10Km 以上 15Km未満	10,000円
15Km 以上 20Km未満	12,000円

上記基準金額と、公共交通機関を利用した場合の通常通勤手当支給額の半額と、基準金額のうち低い金額を通勤手当額とする。

- 2 自転車通勤者が新たに自転車保険に加入する場合に、会社は年間保険料に対して4,000円を上限として実費分の半額の補助金を支給することが出来る。なおこの規程は保険の更新ごとに適用する。
- 3 通勤に使用する自転車の修理費その他一切の費用については、従業員の自己負担とする。
- 4 前項とは別に、会社は自転車通勤者に対して、自転車消耗品の購入補助金を支給する。年間の補助金額は、10Km未満の場合は商品上代3,000円、10Km以上20Km未満は商品上代6,000円とする。なお、期間の計算は4月1日より翌年の3月31日を一計算期間とする。
- 5 距離の計算は会社が指定したルート検索サイト(ナビタイム)を利用する。

### 【駐輪】

- 第8条 自転車通勤者は、予め定められた場所に駐輪しなければならない。
- 2 駐輪場に限られるため、保管できない場合には会社は自転車通勤の申請を許可しない場合がある。

3 駐輪場を使用する必要がなくなった場合には、その旨を会社に届け出るものとする。

【制限】

第9条 自転車通勤は、入社後3ヵ月、新規学卒採用者においては6ヵ月経過をもって選択可能とする。

2 部署異動に伴い勤務地変更があった場合には、異動日より1ヵ月間は自転車通勤は許可しないものとする。また、許可を得るには申請書の再提出を要する。

【支給額変更】

第10条 自転車通勤手当への支給の切り替えは、申請の許可が降りた日を含む給与計算期間の締日に行われる。

【特別規程：最寄駅までの利用】

第11条 最寄駅まで2Km以上ありその間で自転車を利用する場合には、所定の申請により駐輪場代金実費(上限4,000円)の支給を受けることが出来る。

2 上記自転車利用者は本規程第7条1項、2項、4項、第8条、第9条を除くすべての条項の適用を受ける。

(付則)

本規程は、\*\*\*\*\*より実施する。

# 自転車通勤 申請書兼誓約書

申請日 年 月 日

私 \_\_\_\_\_ は、自転車通勤を行いたく、ここに申請いたします。

申請に際して、社内規程を理解し、以下の事項を遵守することを誓います。

- 【1】乗車・走行に際して、法令および交通ルールを遵守いたします。
- 【2】安全に注意し、以下の事項を遵守します。
  - (1) 睡眠不足や疲労、体調不良の際には乗車しません。
  - (2) 自転車の乗車前点検を実施し、危険を排除します。
  - (3) 乗車に際して、ヘルメット等体を保護するものを身に着けます。
- 【3】届出をした通勤ルートを使用します。
- 【4】駐輪は定められた場所を利用します。途中までの場合は駐輪場を利用します。
- 【5】自転車はRPJ取扱ブランドのものを使用します。

申請条件確認（該当事項にチェックまたは記入）

防犯登録

賠償責任保険加入

(添付：保険証券写し 被保険者・保険期間・補償内容)

入社後経過日数/異動後経過日数

 日

(入社日/異動日 年 月 日)

通勤ルート（地図コピー添付可）

所要距離/時間

Km / 分

承認

月 日	月 日	月 日

自転車通勤申請  
賠償責任保険加入証明書

日付 年 月 日

私 \_\_\_\_\_ は、自転車通勤を申請するにあたり、賠償責任保険に加入していることをここに証明します。

(保険証券写し貼り付け もしくは別紙添付)

- (注1) 被保険者名/保険種類/保険期間/賠償限度額/保険料 明示のこと  
(注2) 賠償責任補償の支払限度額は1億円以上を必要とする  
(注3) 契約更新ごとに速やかに提出すること

保険料 \_\_\_\_\_ 円

補助金額 \_\_\_\_\_ 円 (最大4,000円)

確認
月 日

# 自転車通勤 消耗品補助申請書

日付 年 月 日

私 \_\_\_\_\_ は、自転車通勤規程に基づき、添付の消耗品補助を申請致します。

なお、

今年度4/1～3/31の期間で申請した消耗品は上代 \_\_\_\_\_ 円 です。

今回申請分と合わせて、合計上代は \_\_\_\_\_ 円 となります。

通勤距離

10Km未満 / 上限 3,000円

10Km超20Km未満 / 上限 6,000円

どちらかにチェック

確認

月 日
-----

(注1) 領収書と合わせて提出して下さい。

(注2) 金額上限に達するまで複数回申請が可能です。未利用残額は翌年度に持ちこせません。

(注3) 消耗品とは、自転車を構成する部品を指します。その他に、法令で走行上必要とされるライト・ベルを含みます。

自転車通勤  
自宅-最寄駅区間利用申請書

日付 年 月 日

私 \_\_\_\_\_ は、自宅から最寄駅までの区間で自転車を利用したくここに  
申請致します。

自宅住所 \_\_\_\_\_

最寄駅 \_\_\_\_\_ 距離 \_\_\_\_\_ Km

駐輪場利用    あり                       なし

料金 \_\_\_\_\_ 円 / 月 (最大 4,000円)

(領収書添付)

承認

月 日	月 日	月 日

(注) 駐輪場を変更したり、使用を中止した場合には速やかにその旨届出て下さい。

# 自転車通勤 取消申請書

日付 年 月 日

私 \_\_\_\_\_ は、自転車通勤を取りやめたくここに申請致します。

理由

--

以降の通勤手段につきましては、『通勤経路届出書』を提出致します。

承認

月 日	月 日	月 日